

六朝の帳下について

川 合 安

はじめに

- 一 帳下の語義と實態
- 二 帳下の制度上の所屬
- 三 晉南朝における帳下の變容
- 四 南朝地方財政の構造と帳下
おわりに

はじめに

秦漢帝國崩壞後、六朝時代には、地方軍政機構たる都督・將軍府（以下軍府と略稱）が發達し、その長官が民政機構——州・郡の長官をも兼任して地方政治を壟斷するにいたる。それとともに、軍府の屬僚がしだいに州・郡の屬僚の職分を侵犯吸収する現象が進行する。⁽¹⁾かくして、六朝の地方行政機構には、軍事制度的要素が大きくもちこまれることとなったわけである。ゆえに、當時の地方政治の實情は、この軍制的要素の解明なくしては把握することができないのである。このような觀點から、本稿では、帳下とよばれる軍府長官の親兵組織をとりあげて、その實態や變遷等を追求し、あわせて當時の地方政治、とりわけ財政の構造的性質の把握をこころみたいと思う。

さて、後漢末以降の史料に頻見する帳下に早く着目したのは、宮川尙志、菊池英夫の兩氏である。宮川氏は、北朝史料にみえる「帳内」が主將の親兵であるとのべたうえで、「帳下は帳内と同じく主將の本營をいみする」と指摘する。⁽²⁾帳下とは主將の本營ないし親兵であることが明らかにされたのである。また、菊池氏は、親兵の名稱として用いられる直閫・防閫・帳下・帳内・親信等の語について、一般普通名詞の固有職名化、更に官名への轉化固定化の一例であることを指摘している。⁽³⁾兩氏の見解は妥當なものと考えるが、いずれもわずかな言及にとどまっているので、あらためて帳下の語義の検討からはじめたい。

一 帳下の語義と實態

帳下の帳とは、テント状のとばりのことであつて、たれまく状のとばり——帷とは區別される。⁽⁴⁾このテント状のとばりをはりめぐらした所が帳下にほかならない。たとえば、『後漢書』列傳四三申屠蟠傳には、

(太尉黃)瓊江夏に歸葬するに及び、四方の名豪帳下に會する者六七千人。

とあり、李賢注に、

帳下は葬處なり。

とある。この場合の帳下は、葬式のとばりをはりめぐらした所、すなわち葬式の會場を意味している。

このように、帳下は本來一般普通名詞であつたが、後漢末三國の動亂の中で、主將の營幕を意味する用例が激増して、ほとんど特殊用語化してしまふ。一例をあげると、『後漢書』列傳六四上袁紹傳に、官渡の戦で袁紹軍が大敗した時のこととして、

紹、譚らと幅巾して馬に乗り、八百騎と河を度り、黎陽の北岸に至り、其の將軍蔣義渠の營に入る。帳下に至り、其の手を把りて曰く「孤首領を以て相い付さん。」と。義渠帳を避けて之れを處らしめ、令を宣せしむ。

とみえる。主將の營幕には、主將の身邊警護のための親兵が配屬される。『魏志』卷六袁紹傳注所引『英雄記』に、公孫瓚と袁紹が界橋で交戦した時の模様を傳えており、その中に、

紹、後に在りて、未だ橋に至らざること十數里、馬を下り鞍を發き、瓚の已に破れしを見、爲めに備えを設けず、ただ帳下の彊弩數十張、大戟士百餘人のみ自から隨う。

とある。この時の袁紹の帳下には、「彊弩數十張、大戟士百餘人」からなる親兵隊が配置されていたのである。また、『魏志』卷十八典韋傳には、

(太祖) 韋を都尉に拜し、引きて左右に置き、親兵數百人を將い、常に大帳を繞らしむ。韋既に壯武、其の將いる所皆な選卒、戰鬪するごとに、常に先に登り陳を陷す。遷りて校尉と爲る。性忠至謹重、常に晝は立侍して日を終え、夜は帳の左右に宿り、私寢に歸ること稀なり。(中略) 韋、大雙戟を持つを好み、長刀と等し。軍中之れが爲めに語りて曰く「帳下の壯士に典君あり。一雙戟八十斤を提ぐ。」と。

とある。これによると、後漢末、曹操の帳下には、都尉・校尉とよばれる隊長にひきいられた數百人の親兵がいて、つねに營幕(大帳)の周圍を警護していた。さらに、このような帳下の親兵自體が帳下とよばれる場合もある。『後漢書』列傳六二董卓傳に、

韓遂、金城羌中に走げ、其の帳下の殺す所となる。

とあるのは、その一例にすぎない。

帳下の隊長は、先引典韋傳の後漢末の例では、都尉・校尉であったが、三國・魏代には、帳下督ないし帳下都督・帳下守督とよばれるようになる。『魏志』卷四高貴郷公紀甘露五年の條注所引『魏末傳』に、司馬氏による魏帝殺害を記し、

賈充、帳下督成濟を呼びて謂いて曰く「司馬家の事もし敗るれば、汝ら豈に復た種有らんや。何ぞ出撃せざるや。」と。(成) 倅兄弟二人乃ち帳下の人を帥いて出で、顧りみて曰く「當に殺すべきや。執うるや。」と。充曰く「之れを

殺せ。」と。

とみえる。司馬昭の帳下督成濟・成倅兄弟が帳下の人をひきいて魏帝を殺害したのである。この帳下督は親兵隊長にはかならない。帳下督はたんに主將の爪牙として驅使されるだけでなく、主將の信任を得て獻言を行う場合もある。『魏志』卷二八鍾會傳に、

會の帳下督丘建、もと胡烈に屬し、烈之れを文王に薦め、會請いて以て自から隨え、之れを任愛す。建、烈の獨り坐するを愍れみ、會に一親兵を内れて飲食を取出するを聽さんことを啓し、諸牙門例に隨いて各々一人を内る。

とある。これは、鍾會が巴蜀の地で反司馬昭クーデターを決行し、胡烈ら諸將を幽閉した時の話である。もと胡烈の部下で鍾會の帳下督となっていた丘建は、鍾會の信頼が厚く、幽閉の諸將のもとに親兵を一人だけ食事のさしいれに出入りさせることを提案して許されている。さらに、吳の事例ではあるが、『吳志』卷十三陸遜傳に、

(孫)權、兄策の女を以て遜に配し、數々世務を訪い、遜建議して曰く(中略)權、其の策を納れ、以て帳下右部督と爲す。

とみえる。この帳下右部督は、親兵隊長であると同時に、明らかに參謀官をも兼ねていたといえよう。

主將との間にかかる特別の信頼關係を結んだ帳下督は、主將の家族との間にも同様の關係を生じて一種の家臣的存在と化する。このことは、次の諸史料よりうかがうことができる。まず、『魏志』卷九曹爽傳注所引『世語』をみると、

初め、宣王兵を勸して闕下より武庫に趨き、爽の門に當り、人逼り車住まる。爽の妻劉怖れ、出でて廳事に至り、帳下守督に謂いて曰く「公外に在り。今兵起るはいかん。」と。督曰く「夫人憂うるなかれ。」と。乃ち門樓に上り、弩を引き箭を注ぎて發せんと欲す。云々。

303
とあり、司馬懿(宣王)の反曹爽クーデターの時の模様を傳えている。この時、曹爽は天子の高平陵参りにしたが、洛陽をはなれており、その留守を帳下守督に託していたのであろう。憂慮すべき事態の發生を察知した曹爽夫人がこの帳

下守督に事態の確認を行っていること、それに對する帳下守督の返答と行動には、夫人と帳下守督との信賴關係がよく示されている。また、『晉書』卷三六衛瓘傳には、

初め、瓘司空となるや、時に帳下督榮晦罪有りて、瓘之れを斥遣せり。難作るに及び、兵を隨えて瓘を討つ。故に子孫皆な禍に及べり。(中略)是に於て(劉)繇ら黃旛を執り、登聞鼓を擲ち、上言して曰く「(中略)謹しんで條するに、瓘前に司空に在りし時、帳下の給使榮晦情無くして黜けられ、瓘の家の人數・小「子」孫の名字を知る。云々」とあつて、西晉・惠帝の時、賈皇后の陰謀で衛瓘が殺害された時に、もと瓘の帳下督の榮晦が追討軍に加わつたために、瓘の子孫がほとんど皆殺しにあつた。瓘の家族の人數・子孫の名字を知悉していた榮晦は、まさしく衛瓘の家臣というべきであらう。

さらに、『魏志』卷二七胡質傳注所引『晉陽秋』には、胡威が父の荊州刺史胡質のもとに歸省して都へもどる時の次のような逸話を傳えている。

辭するに臨み、質、絹一匹を賜いて道路の糧と爲す。威跪きて曰く「大人清白なるに、何ずれに於て此の絹を得たるやを審らかにせず。」と。質曰く「是れ吾が俸祿の餘、故に汝の糧と爲せるのみ。」と。威之れを受け、辭して歸る。客舎に至るごとに、自から驢を放ち、樵を取りて炊爨し、食畢るや、復た旅に隨いて道を進み、往還是くの如し。質の帳下都督、素より相い識らず。其れに先んじて將に歸らんとし、假を請いて家に還り、陰かに資裝し、百餘里にて之れを要え、因りて與に伴と爲り、事ごとに之れを佐助經營し、又た少しく飲食を進め、行くこと數百里。威之れを疑い、密かに誘問して、乃ち其の都督たるを知る。因りて向に賜わりし所の絹を取り、答謝して之れを遣る。後他の信に因りて、具さに以て質に白す。質其の都督を杖すること二百、吏名を除く。其の父子清慎なること此くの如し。

胡質の帳下都督がひそかに胡威の旅行中の世話をして、かえつて罰せられたという話である。「清白」「清慎」で知られた胡質父子の場合だからこそ、處罰をうける結果となつたのであつて、通常は主將とその家族の身邊の世話一切を行うの

が帳下都督のつとめであったにちがいない。注目すべきは、自分の旅費に加えて胡威を世話するための費用を自辨〔家に還り、陰かに資装〕していることである。この點から、この帳下都督が一定の資力を持ち、その資力によって主將とその家族に奉仕したことが推察されるのである。『晉書』卷六〇張方傳にも、

帝長安に至るや、方を以て中領軍・錄尚書事と爲し、京兆太守を領せしむ。(中略)初め、方山東従り來りて、甚だ微賤なり。長安の富人郵輔厚く相い供給す。貴きに及び、輔を以て帳下督と爲し、甚だ之れに昵む。

とあり、微賤の時に面倒をみてくれた富民を、出世して中領軍となった時に帳下督に任用した例がみられる。上述の如き帳下督と主將との關係は、たんなる上司と下僚という公的關係を超えた私的情誼にもとづく主從關係といふべきであろう。⁽⁶⁾

以上、帳下が後漢末以降、主將の營幕ないしは親兵を意味するようになり、親兵の領率者——帳下督が主將との間に一種の主從關係を結んでいたことをのべた。章を改めて、帳下が制度上どこに所屬すべく位置付けられていたかを考える。

二 帳下の制度上の所屬

前章でみた如く、帳下は主將と密着した存在であるが、その主將は、軍府の長官であると同時に、州・郡の長官をも兼任していたので、帳下が軍府と州・郡といずれに所屬したのか、確認しておく必要がある。

まず、嚴耕望氏の州・郡所屬説を検討しよう。嚴氏は、三國西晉の州府僚佐を分類整理して、帳下都督を州の屬僚にふくめ、その根據として、前掲の『魏志』胡質傳注所引『晉陽秋』をあげる。⁽⁷⁾つまり、胡質の帳下都督を荊州刺史所屬と判斷したのであるが、胡質は荊州刺史のほかに振武將軍という軍號を加えられており、軍府を開置していたと考えられるから、これを州・郡所屬説の根據とすることはできない。さらに嚴氏は、郡についても、屬僚を郡と軍府とに分類し、帳下督を門下督と「一職異稱」としたうえで、郡の屬僚にふくめている。⁽⁸⁾その根據としてあげられている『晉書』卷六〇張輔

傳には、秦州刺史張輔が隴西太守韓稚と戦つて敗れた時に、以前張輔に殺害された天水太守封尚に帳下督として仕えていた富整に復讐されたことがみえる。同傳には、たしかに「天水太守封尚」、「天水故帳下督富整」としか記載されていないけれども、この事件當時の西晉末期が郡太守にして軍號を加えるものが急増した時期であることを考慮にいれるならば、軍號が省略されているだけで實はもっていた可能性が高いといえよう。したがって、帳下督が軍府に所屬した可能性も否定できないのである。また、帳下督と門下督とが「一職異稱」という指摘も推測の域を出ないし、門下督自體が郡の屬僚と斷定できる明證もない。嚴氏は、門下督の典據として、『集古錄跋尾』卷四「晉宣威將軍南鄉太守司馬府君紀德頌碑」の碑陰をあげるが、この碑陰に記された屬僚には、南郷郡と宣威將軍府と雙方の屬僚をふくむと考えるからである。

以上の如く、州・郡所屬説は、必ずしも確實な根據をもつとはいへなかつた。これに對し、軍府所屬説がつとに胡三省によつて提示されている。『資治通鑑』卷八二晉紀四、元康元年六月の條の胡注に、

晉制、諸公及び諸大將軍皆な帳下督及び門下督を置く。

とあり、同書卷八五晉紀七、太安二年十月の條の胡注にも、

諸王公兵を領し及び方面に任ずる者、皆な帳下督有りて帳下の兵を統ぶ。

とあつて、帳下督——帳下は明確に軍府の所屬とされている。胡注の見解を支えるのは、『晉書』卷二四職官志の次のような記載である。「諸公及び開府の位公に従い兵を加うる者」の僚屬中に「帳下都督」一人がみえ、「驃騎巴下及び諸大將軍の開府せず持節・都督に非ざる者」の僚屬中に「門下督」、「帳下都督」各一人がみえ、さらに「三品將軍の秩中二千石の者」の僚屬中にも「門下都督」、「帳下都督」各一人がみえる。この記載によつて、少くとも西晉代に軍府所屬の帳下督——帳下の存在したことが確かめられる¹⁰。そして、魏や東晉南朝に存在したこともほぼ確實視することができよう。

だが一方、州や郡に所屬する帳下督——帳下の存在を完全に否定し得る根據もない。たとえば主簿（總務部長ないし祕書長）は、軍府にも州・郡にも存在しており、このような例がほかにないとはいえないからである。さらに軍號をおびない

州・郡長官もごくまれには存在しており、その場合にも長官の身邊警護のために帳下督——帳下が配屬された可能性は十分に考えられる。

以上の諸點を考えあわせるならば、帳下は基本的には軍府所屬だが、州や郡にも置かれていた可能性もある、と結論できよう。そして、軍府、州郡いずれの所屬の場合にも、その實態は長官に密着した親兵組織である。ところが、西晋から東晋にかけて帳下の機能はしだいに變容し、南朝にはいるとまったく様相を異にしたものとなってしまう。本章ではこのような帳下の變容を考察することにしよう。

三 晋南朝における帳下の變容

第一章でみた如く、帳下のおもな役割は、主將の身邊警護であったが、主將や家族の身邊の諸雜務を擔當する事例もみられた。帳下組織のなかに雜務擔當要員としての「吏」がおかれる場合のあったことは、『魏志』卷十七樂進傳の次の記載から知られる。

容貌短小、膽烈を以て太祖に従い、帳下の吏と爲る。

とあり、後漢末から帳下が戰鬪以外の雜務にもたずさわった形跡がみられる。だが、本質的にはあくまで戰鬪にしたがう親兵組織であり、主として軍事的役割をになつていたのである。

ところが、西晋代になると帳下の役割にも變化の兆しがみえてくる。『世說新語』汰侈篇には、次のような逸話が見える。

石崇、客の爲めに豆粥を作るに、咄嗟にして便ち辦じ、恆に冬天にもまきういせう非薺糲を得。又た牛の形狀氣力は王愷の牛に勝らざるに、愷と出遊し、極めて晚く發し、洛城に入るを争う。崇の牛は數十歩後れたるに、迅きこと飛禽の若く、愷の牛絶走すれども及ぶ能わず。毎に此の三事を以て搯腕を爲す。乃ち密かに崇の帳下都督及び御車人に貨し、所以を

問う。都督曰く「豆は至って黄がたし。唯だ豫め熟末を作り、客至らば白粥を作りて以て之れに投ずるのみ。非萍糲は是れ非根を搗き、雜うるに麥苗を以てするのみ。」と。復た馭人に牛の駛する所以を問う。云々。

これは、石崇と王愷のぜいたく競争の話で、王愷は、石崇の①卽席豆粥、②冬の「非萍糲」、③牛車の速度がはやいことの祕密を聞きだすために、石崇の帳下都督と御車人（馭人）に賄賂をやって情報を得ている。なかでも、①②の臺所に關する情報を帳下都督から聞きだしている點が注目される。この逸話において、帳下都督は親兵隊長というよりは、むしろ臺所の責任者としてあらわれてくる。つまり、本來親兵隊長である帳下都督が、ここでは臺所の責任者として機能していることが確認できるのである。西晋代においては、一々舉例しないが、帳下が軍事的役割をになう事例が多いので、右の臺所の責任者という事例も、帳下が舊來副次的になつてきた主將の身邊の雜務にふくめて解釋すべきかもしれない。

西晋代に兆した變化は、東晋代になつて一舉に表面化し、諸史料の記述にも多くの痕跡をとどめている。それらの検討にはいるに先立ち、帳下督が軍事的機能をはたした事例についてのべておく必要がある。帳下督が文字通りの親兵隊長としてあらわれる事例は、管見の限り東晋末期まで存在する。『晉書』卷八四王恭傳には、王恭の反亂が劉牢之の裏切りによつて失敗した時（三九八）のことを次のように傳えている。

牢之をして帳下督顏延を率いて先に竹里に據らしむ。（司馬）元顯の使、牢之に説き、陷すに重利を以てす。牢之乃ち顏延を斬りて以て降る。

また、同書卷七九謝琰傳には、琰が孫恩の亂討伐中に帳下都督張猛の不意討ちにあつて落命した（四〇〇）ことを傳えている。このような事例の存在は、東晋期においても、帳下が依然として親兵組織であつたことを明示している。

だが、その一方で、帳下が親兵ではなく、賄い係や臺所を意味する用例が急増していることに注意しなければならぬ。そのような用例の初出は、東晋初期の二例であつて、いずれも『世說新語』にみえる。まず、同書儉嗇篇には、

王丞相は儉節なり。帳下の甘果、盈溢するも散ぜず。春に涉りて爛敗す。都督これを白すに、公舎て去らしめて曰く

とある。ここにみえる都督とは明らかに帳下都督のことで、しかも先引汰修篇の帳下都督と同様、臺所の責任者と考えられる。また、帳下はここでは果物の貯藏してある場所を示しているが、そこは帳下都督の管理下におかれている場所——臺所にほかならないのである。帳下が臺所を意味することについては、管見の限りまったく言及されてこなかったが、後掲の東晉南朝期の諸用例を考えあわせるならば、右の帳下が臺所であることは一層確實となるのである。

次に、『世説新語』雅量篇にみえる事例を検討しよう。

王丞相の主簿、帳下を檢校せんと欲す。公、主簿に語るらく、「主簿と周旋せんと欲すれども、人の几案の間の事を知るを爲す無かれ。」と。

王導の丞相府の主簿が帳下を査察しようとした時の話であり、帳下とは丞相府の臺所と考えられる。つまり、主簿が臺所の帳簿の査察——會計検査を行おうとしたのに對して、王導が「人の書類をしらべまわすのはやめてくれ。」と抗議したのである。この帳下の收支は公的機關たる丞相府の收支の一部であつて、それゆゑに會計検査の對象となるのである。とはいふものの、王導が抗議したことに着目するならば、それは公的な費用でありながらも、實質上は丞相たる王導の裁量に大きく委ねられるはずのものであつたことも推察できよう。以上の東晉初期の事例のほか、東晉末期における同様の事例を二例見出すことができる。

『晉書』卷九〇良吏・吳隱之傳には、隆安年間（三九七〜四〇一）、「龍驤將軍・廣州刺史・假節・領平越中郎將」に任せられた隱之の清廉な生活を次の如く傳えている。

州に在るに及び、清操いよいよ厲み、常に食は菜及び乾魚のみに過ぎず、帷帳器服は皆な外庫に付し、時人頗る其の矯を謂う。然れども亦た終始易^{まろ}ためず。帳下の人、魚を進むるに、毎に骨を去りて肉を存す。隱之其の意を用うるを覺るや、罰して焉れを黜く。

ここにみえる「帳下の人」は明らかに賄い係であり、おそらく軍府の所屬であろう。したがって帳下は臺所ないし賄い係の組織を意味するにちがいない。いまひとつの例は、『宋書』卷四二劉穆之傳にみえる。

性奢豪、食は必ず方丈、且に輒ち十人の饌を爲る。穆之既に賓客を好み、未だ嘗て獨り餐せず。食時に至る毎に、客十人以還に止まれば、帳下常に依りて食を下し、此れを以て常と爲す。

これは、東晉最末期の四一三—四一七年頃のことと考えられる。この帳下も明らかに賄い係であり、劉穆之の軍府（建威將軍府か前將軍府）の所屬であろう。

以上の如く、東晉期には、親兵組織を意味する帳下と賄い係・臺所を意味する帳下とが並存する状況にあった。西晉期にはなお副次的機能と考えられた臺所關係の機能が、東晉期にはもはや副次的なものとしてはとらえられないほど頻繁に史料に現れてくる。同じ帳下組織の中でも、親兵と賄い係との役割分擔が行われていたこと、あるいはもっと進んで親兵としての帳下と賄い係としての帳下との分化が進行していたことを想定すべきであろう。この想定に誤りなければ、西晉から東晉にかけての時期は、帳下組織が親兵と賄い係とに分化してゆく過渡期として把握することが可能となるのである。そして、そのような分化の到達點が南朝ということになる。

劉宋以後の南朝における帳下は、管見の限りでは、親兵組織を意味する用例がまったくみられない。そして、帳下督にいたっては、その用語自體がどのような意味においてであれまったく使用されなくなってしまう。⁽¹²⁾帳下の方は、用例自體は『宋書』を中心に比較的多くみられるが、それらのすべてが賄い係・臺所の意味で使用されているのである。まずそれらの用例のうちもっとも簡明なものを三例あげることにしてしよう。

『宋書』卷六九劉湛傳には、劉宋初のこととして、

廬陵王義眞出でて車騎將軍・南豫州刺史となるや、湛又た長史となり、（歷陽）太守たること故の如し。義眞時に高祖の憂に居るに、帳下をして膳を備えしむ。湛これを禁ずるや、義眞乃ち左右をして魚肉珍羞を索めしめ、齋内に於て

別に厨帳を立つ。

とみえる。義眞が父武帝劉裕の喪中にも拘らず、帳下（車騎將軍府の賄い係）に命じて膳のしたくをさせた所、長史劉湛に諫止された。そこで義眞は側近に命じて、私室（齋）に別に臺所のテント（厨帳）を設營させたのである。

また、『宋書』卷七十二文九王・建平王宏傳附子景素傳には、

齊受禪するや、建元初、故の景素の秀才劉璉又た上書して曰く「（中略）臣聞くならず王の獻太妃に事うるや、朝夕養に違わ^ズず、甘苦色に見わさず。帳下珍饌を進むれど、太妃未だ食せざれば、王箸を投げて飯^ヲを輟む。」

とあり、『南齊書』卷四二江祐傳にも、

劉暄初め（江夏王）寶玄の郢州行事と爲り、事を執ること過刻なり。（中略）妃煮臠を索め、帳下暄に諮するに、暄曰く「且に已に驚を煮たり。此れを復びするを煩わされ。」と。

とある。これらの事例は、明瞭に帳下が賄い係にはかならないことを示している。以上の三例はすべて州鎮長官となった皇族諸王の軍府の賄い係だが、軍府に限らず一般的に臺所をさす用例さえ存在する。『高僧傳』卷十二釋弘明傳には、

又た時に一小兒來りて明の經を誦するを聽く。明曰く「汝是れ何人ぞ。」と。答えて云わく「昔是れ此の寺の沙彌たり。帳下の食を盗み、今圍中に墮つ。云々」

とみえる。この帳下は寺院の臺所である。⁽¹³⁾元來軍府ないしは州・郡等の官廳の臺所をさす用語としての帳下が、臺所一般にも轉用されるに至ったことを、この『高僧傳』の事例は物語っていると考えられる。

以上のように帳下がもっぱら賄い係や臺所の意味で使用されるとすれば、戰鬪要員としての親兵は、南朝においては別の名稱を與えられたはずである。『宋書』卷八三黃回傳の記載は、この點を考察するうえで非常に示唆的である。黃回傳には、黃回が有力恩倖寒人戴明寶に臣事し、明寶の信任をえて、「隨身隊を領し、宅及び江西の墅の事を統知」したことがみえる。つまり、明寶の親兵の領率と家産——「宅」⁽¹⁴⁾と莊園の管理とを委ねられたのである。これは、魏晉時代の帳下

督がになった役割にはほぼ相當するが、注目すべきは、親兵が帳下とはよばれず「隨身隊」とよばれていることである。同傳には、さらに、回が「貴」⁽¹⁵⁾となつてからも、明寶に謹事していたことをのべて、

躬すから帳下に至り、及び内に入り、有無を料檢し、乏しきに隨いて供送し、此れを以て常と爲す。

と記す。回は、帳下や「内」に行つて不足した物をみつけては補充したものである。この帳下は明寶の官廳の臺所であり、「内」は明寶の私家であると考えられる。とすれば、親兵を意味する隨身隊と臺所を意味する帳下との使い分けがなされているということができよう。

事實、南朝になると、親兵を示す用語として、隨身のほかにも、直閤・防閤・白直・仗身・親信・齋仗など様々の用語が出現しており、帳下と類似したものは帳内もあらわれてくる。⁽¹⁶⁾このような種々の用語の出現とともに、帳下は南朝においてはおもつぱら賄い係や臺所を意味する用語として定着していったと考えられるのである。⁽¹⁷⁾

ところで、帳下には、先引『世説新話』儉嗇篇・雅量篇や『宋書』黃回傳の例にみられる如く、財物が集積されており、それは長官の裁量に委ねられていた。かかる帳下の財物について、ほかにも次のような關連史料を見出すことができるので、検討を加えておくことにする。

『宋書』卷七五顏竣傳には、御史中丞庾徽之による右將軍・丹陽尹顏竣の奏彈文をのせており、そのなかに、

凡そ任に莅む所、皆な政刑を闕き、輒に丹陽の庫物を開きて、吏下に貸借す。多く資禮に假りて、解して門生と爲し、朝に充ち野に滿ちて、殆んど將に千計ならんとす。自下に驕放し、公を妨げ私を害し、監解の見錢を取りて以て帳下に供す。

とある。この前半は、川勝義雄氏の分析の如く、顏竣が官物を部下を通じて商人に貸し出し、その利子と冥加金を門生の資禮という形で上納させたことを物語る。⁽¹⁸⁾これは官物の私物化だが、後半も同様の罪状をのべていると考えられ、「監解の見錢」すなわち官衙の公金をかかって帳下の費用にくみこんだことをいっているものと解せられる。帳下の費用は、長

官の裁量に委ねられた費用であつて、實質上は私費の如きものであつたから、官物の私物化として奏彈の對象とされたのである。ちなみに、『宋書』卷九一孝義・郭原平傳には、

(會稽) 太守蔡興宗郡に臨むや、深く貴異を加え、私米を以て原平及び山陰の朱百年の妻に饋り、教して曰く「(中略) 帳下の米を以て、各々百斛を餉るべし。」

とある。鎮東將軍・會稽太守蔡興宗が帳下の米百斛ずつを二人に下賜しているが、帳下の米は「私米」ともいいかえられている。この記載から、帳下の財物は、實質的に長官の私的費用とみなされたことが明瞭となるのである。

以上、帳下が兩晉をへて南朝へと推移する過程で、主將の營幕・親兵から軍府の臺所・賄い係へと大きく變容したことを論じてきた。また、南朝の帳下の財物は、長官の個人的・私的費用と把握されたが、當時の地方財政の構造全體の中では、どのように位置づけられるのか。本章においては、この點を考えてみたい。

四 南朝地方財政の構造と帳下

南朝の州・郡の財政は、中央政府(尙書省)からみとめられた豫算——資費を基幹とする。この資費には、國稅として徴收された租・調のうち中央に送納される分を除いた残り、すなわち地方に存留される部分が充當される。⁽²⁰⁾ 資費の收支については、中央政府の認可が必要で、州・郡の長官の裁量權にも限定が加えられる。『南齊書』卷三二阮韜傳には、

韜少くして清官を歴し、南兖州別駕となる。刺史江夏王劉義恭、逆^{あらか}じめ資費錢を求めたるに、韜曰く「此れ朝廷の物なり。」執りて與えず。

とみえ、南兖州刺史劉義恭が州の資費を前借りしようとして、別駕從事(次官)の阮韜に阻止されている。韜の言の如く、資費はあくまで「朝廷の物」なのである。また、『宋書』卷六四何承天傳には、

太尉江夏王義恭、歳ごとに資費錢三千萬、布五萬匹、米七萬斛を給せらる。義恭素より奢侈、用常に充たず。(元嘉)

二十一年、逆じめ尙書に就きて明年の資費を換えんとす。而れども舊制、錢二十萬、布五百匹以上を出すには、並びに應に奏聞すべし。(尙書左丞謝)元、輒に命議して錢二百萬を以て太尉に給せり。事發覺して、元乃ち令史をして僕射孟顛の命を取らしむ。

とある。これは、中央の太尉府の場合であるが、資費の前借りをを行う際に、金額(錢二十萬・布五百匹)上の制限があり、制限をうわまわる時には、しかるべき手續き(奏聞)をふまなければならない。かかる制約は、地方軍府の資費の場合にも設けられていたにちがいない。

以上の如く、資費の場合、長官の裁量には限定が加えられるが、これとは別に長官の裁量に委ねられた特別費が存在した。この特別費の収入源は、商税・屯田・山澤などである。⁽²¹⁾これらの収入の使途についてみてみよう。

『宋書』卷四七劉敬宣傳には、

尋いで冠軍將軍・宣城內史・襄城太守に除せらる。宣城は山縣多く、郡もと屯を立てて、以て府郡の費用に供す。前人多く工巧を發調して、器物を造作せるも、敬宣郡に到るや、悉く私屯を罷め、唯だ竹木を伐り、府舍を治むるのみ。亡叛多く首出し、遂に三千餘戸を得たり。

とある。宣城郡には、「屯」とよばれる山林開發組織がおかれ、その収益が冠軍將軍府や宣城郡の經費に充てられていた。この「屯」では、民間の勞働力徵發による手工業も經營していたが、⁽²²⁾東晉末に當郡へ赴任した劉敬宣は、かかる「私屯」をやめて、竹木を伐採し「府舍」の修繕をするにとどめたため、勞役忌避者が復歸して三千餘戸の増加をみた、というのである。この「屯」は軍府や郡の官廳經費捻出のための機關であったが、それが「私屯」といいかえられている所から明らかなく、容易に長官個人の収入に轉化してしまふ性質のものであった。同様のことは、『宋書』卷二武帝紀中義熙八年十一月己卯の條の記事からも知られる。この記事は、劉裕が劉毅討伐のために江陵に進軍した時の布告であり、その中に、

州郡縣の屯田池塞、諸々軍國の資する所に非ず。利の守宰に入る者は、今一切之れを除け。

とみえる。本來軍府や州郡縣の經費を供給するための屯田や養魚場が、長官の収入源と化する傾向を看取できよう。このように、官廳經費が長官の個人的經費・収入に容易に轉化してしまうのは、そもそも當時においては、兩者の間に明確な區別を缺いていたからにほかならない。⁽²³⁾ 右に引用した劉裕の布告の如く、長官による私物化がたびたびとりしまりの對象となるが、他方においては、かかる収入が官僚の生活にとって必要不可欠のものという觀念も鞏固に存在していた。この點、『南齊書』卷二二豫章王疑傳所載の疑の上啓にみえる次の記事が示唆的である。

伏して見るに、諸王舉貨するを以て、屢々嚴旨を下さるるも、少きより營生に拙なること、已に上簡に應ぜり。府州郡の邸舎は、臣の私有に非ずして、今巨細資する所は、皆な是れ公潤なり。臣の私累少なからざれば、未だ知らず、將來州を罷めたるの後、或いは當に試みに營竟を學びて以て自贍せざる能わざるべきやを。

「諸王が營利活動を行うので、しばしば嚴禁命令をお下しになっているようですが、私かともと營利にうといことは、すでに御承知のとおりでございます。府州郡の邸舎は私の私有物ではなく、今一切の生活費は、すべて官給であります。私は家族が多いので、將來州刺史を退任することになれば、營利のやり方でも學んで生活をたてるようにせざるをえないかもしれません。」というのである。この上啓は、疑が都督揚南徐二州諸軍事・中書監・司空・揚州刺史であった永明二年(四八四)に、兄の武帝に上呈したものである。上啓には、自分がまったく私營利には關與していないこと、自分の生活を支えているのは、あくまで司空府や揚州に所屬する「邸舎」の収益であつて、これは官僚としての生計維持に必要なものであるから私營利と同一視してとりしまりの對象としないのでほしいことが切々と訴えられている。ここにみえる「邸舎」とは、倉庫・旅館・商店・金融業を複合的に經營する施設であつて、先にみた「屯」と同様、山澤物資を活用した營利機關であることが唐長孺氏によつて明らかにされている。⁽²⁴⁾ 府・州の邸舎は、疑が州鎮長官であるかぎりその生活を保障する俸祿の如きものであつて、そのポストをはなれた時には、別に収入を得る手だてを講じなければなら

い。したがって、かかる邸舎の収益は、長官の個人的収入に轉化するという點で「私」とらえられる（前引劉敬宣傳）けれども、それがあくまで長官という官職ポストに對して支給されるという意味では「公」なのである。

いったいに、渡邊信一郎氏の指摘の如く、當時の政治理念では、官僚たるものはその營私を抑制し農工商と利を爭わず、支配という精神勞働に専心しなければならなかったのであって、俸祿はそのための物的保障としての意味をもつ⁽²⁵⁾。しかしながら、當時の俸祿制はきわめて不備であり、俸祿の不足を補うために種々の収入源が設定されることとなった。その状況は、『南齊書』卷二二豫章王疑傳の次の記載に、もっとも具體的にのべられている。

宋氏以來、州郡の秩俸及び雜供給、多く土の出ず所に隨い、定准有ること無し。疑上表して曰く「（中略）伏して尋ぬるに郡縣長尉の俸祿の制、定科有りと雖も、其餘の資給、復た風俗に由り、東北源を異にし、西南緒を各々に習いて以て常と爲す。（中略）臣謂おもえらく、宜しく所在をして各々公用・公田・秩石・迎送の舊典ほかの外、守宰相承くるもの、何の供調有りやを條せしむべし。尙書精らかに洗覈を加え、務めて優衷ならしめ、事通すべきに在れば、宜しきに隨いて開許し、公を損い民を侵すものは、一に皆な止却し、定格を明立し、四方に班下し、永く恆制と爲さん。」と。之れに従う。

中村圭爾氏の指摘の如く、地方官の収入は、①公用公田秩石迎送と②供調とに二大別され、①は定科、舊典と表現されるように正式かつ傳統的なものであった。さらに、①の中では、俸祿のための田地である公田が大きな比重をもっていたと考えられる⁽²⁶⁾。そのほか、公用についてはよくわからないが、交際費の如きものと思われる。秩石は官秩であろうが、實態は不明である。迎送は、送故迎新錢のことである。これらを合せても、①の額は、地方官の生活保障には不十分であるため、②供調とよばれる雜収入がみとめられていたのである。ところが、このような雜収入をうみだすために、府州郡という公的機關を利用した營利活動が大々的に行われる結果となり、地方官に収入を保障した本来の目的——營私の抑制と矛盾をきたしてしまふ。それどころか、まったくの私的な營利よりもいっそう有害な影響を民間に與える——人役徵發など

——ことさえあった。

それゆえ、豫章王疑は右の上表文の中で、各地方官の恣意に委ねられていた雑収入の中央統制を提案し、それがうけいれられたのである。その結果、劉宋末以來半額に減額されていた「田秩」（公田からの収入）が原額に復活される⁽²⁹⁾。しかし、肝腎の營利活動の規制については、具體的措置がとられた形跡はなく、結局放置されたと考えられるのである。かくして、國家の政策によって地方官の個人的収入に規制を加える方向はまったく失敗に歸し、南朝を通じて、官廳經費と長官の個人的經費・収入とを區分不明なままに混在させた特別費が存在しつづけるのである。前章でみた帳下の費用も長官の個人的・私的費用という性格が濃厚であり、特別費の一角に位置付けることができよう。この點について示唆的なのは、『梁書』卷三武帝紀下大同七年十二月壬寅の詔にみえる次の記事である。

州牧は多く良才に非ず、守宰は虎にして翼を傳く。楊阜是の故に憂憤し、賈誼^{ゆゑ}所以に流涕⁽³⁰⁾す。民間に至りては誅求萬端、或いは厨帳に供し、或いは廐庫に供し、或いは使命を遣わし、或いは賓客を待し、皆な自から費すことなく、給を民に取る。

とあって、地方長官が様々な形で行う民間からの誅求が問題となっている。誅求のなかには、民間から直接とりたてた現物や勞役のほか、民間と競合する官營事業の収益もふくむであろう。かかる誅求によってえられた費用——特別費は、⑦臺所（厨帳）、⑧軍馬や武器（廐庫）、⑨使者の派遣、⑩賓客の接待などに使用されたことがわかる。この點からも帳下——臺所の費用が特別費に屬することが明らかなのである。

みてきたように、帳下の費用は、商税・屯田・山澤を財源とする特別費の一角を構成したが、帳下組織がどのような形で財物を集積したかを具體的に示す史料が缺けている。そこで、朝廷の臺所を管掌した太官の例から類推する方法をとって考察する。

太官の池籩は宜しく税入を停め、優量省置すべし。

とみえ、太官の養魚場の徴税停止と縮小削減が命ぜられている。太官の養魚場では、そこからの現物(魚)の調達よりも、むしろ税収の方に力點をおいた經營がなされていたことがうかがえる。南朝の太官はこのような形で山澤を利用した營利活動を展開していたと考えられるが、かかる營利擔當の組織として、「太官東傳」なるものの存在はとりわけ注目に値し
よう。『宋書』卷七九文五王・竟陵王誕傳には、孝建三年(四五〇)四月、孝武帝が有司に命じて作製させた竟陵王誕の彈劾文をのせ、そのなかに、

又た太官の東傳、もと獻御有り。喪亂既に平らぎたるも、猶お斷遏を加え、珍羞庶品、回して私繕に充つ。

とある。首都建康の東方の會稽郡には、太官の東傳があつて、物資を中央の太官へ輸送する役割をはたしていた。しかし、元嘉三十年(四五三)、文帝が皇太子劉劭に殺害されて全國が争亂におちいると輸送はとだえた。ところが、争亂がおさまってから、當時會稽太守であつた誕は、東傳の輸送をさしとめて、その物資を横領したといふのである。このような太官の機關が會稽に置かれたのは、この地がとりわけ山澤物資の豊かな土地であつたからにちがいない。東傳では、物資輸送はもとより、山澤を利用した營利活動も行われたと考えられ、中村圭爾氏によって究明された臺傳(朝廷直屬の傳)⁽³²⁾の一つといふことができよう。

さて、東傳は、太官だけではなく、中央の有力な公府でも保有していた。『宋書』卷七九文五王・廬江王禕傳には、江夏王義恭の太宰府にも東傳があつたことを傳えている。すなわち、泰始五年(四六九)、禕の罪狀を列擧した明帝の詔のなかに、

朕の踐阼の初め、公、故太宰の東傳の餘錢、見入數百萬を請^びえるも、内に養に充てず、外に國を助けず、諂諛するものに散賜し、徧ねく趣録に恵みたり。

とある。禕は明帝の即位(四六五)當初、太宰府の東傳の餘剩金數百萬錢をもらいうけているのであつて、有力公府も東

傳を保有し、しかもかなりの資金をもっていたことが知られるのである。東傳の存在を傳える史料は右の二例に限られるので、確證はえられないが、太宰府の東傳の場合も朝廷における太官に相當する部局——帳下の管掌であった可能性が高い。そして、各州・郡においても、それぞれの領域内に傳またはこれに類する組織を設けていたはずであり、それらを管掌したのもやはり帳下であったにちがいない。さらに、かかる帳下の機能性に着目するならば、地方財政の特別費の運用において、中核的役割をになったのは、帳下にほかならないということができよう。

以上、南朝の帳下の財政機能を考えてきた。さて、前章でみた如く、帳下が賄い係・臺所を意味するようになるのはほぼ東晉以降なのであるから、それ以前には、南朝の帳下に相當する別の用語の存在を想定しなければならない。そこで、『魏志』卷九夏侯玄傳注所引『魏略』をみると、

會々有司、(中領軍許)允、前に擅に廚の錢穀を以て諸伴及び其の官屬に乞えりと奏し、故に遂に廷尉に收送し、考問竟りて、死を減じて邊に徙す。

とあり、『魏志』卷二二趙儼傳注所引『魏略』には、

舊故、四征に官。廚。財。籍。有りて、遷轉の際、因縁せざるなし。

とあって、軍府の臺所を示す用語として「廚」を見出すことができる。⁽³³⁾ 右の二史料の前者では、許允が中領軍府の「廚の

錢穀」を浪費した罪で嚴罰を下されているが、これは、司馬氏による曹爽派排除の一環である。⁽³⁴⁾ したがって、このように厳しい處分は一般的でないのであり、後者の四征將軍府の「官廚財籍」の如く、轉任に際しての横領などが半ば公然と行われ得るのが普通の状況であったと考えられる。このように、三國・魏の廚の費用の性格は、南朝の帳下のそれとまったく一致するのである。西晉期についてはよくわからないが、六朝を通じての大きな流れを想定した場合、ほぼ魏晉の廚から東晉南朝の帳下へとという變遷の過程がうかがわがってくるのである。

おわりに

後漢末から魏晉にかけての親兵組織——帳下は、東晉初期から臺所ないし賄い係として史料にあらわれはじめ。東晉においては、帳下が親兵として従軍する事例もなおみられるが、劉宋以後の南朝になると、まったく軍事的性格を失い、完全に臺所・賄い係に變容をとげてしまうのである。この變容に對應して、南朝では、隨身・直閤・防閤等、親兵を意味する様々な用語を生じている。一方、臺所・賄い係を意味する用語は、魏晉の廚から東晉南朝の帳下へと變化してゆく。

軍府の臺所としての帳下は、山澤を利用した物資調達や營利の機能もち、長官の裁量に委ねられていた特別費の運用において中核的役割をになつたと考えられる。この特別費の存在が示す如く、六朝時代においては、公的行政機關たる地方官廳が長官個人によって代表される傾向が濃厚である。⁽³⁵⁾特別費は、本來「公」的なものであるけれども、それが眞に公的機能をはたすか、實質的に私的収入と化すかは、まったく長官個人の主觀的判斷にまつよりほかなかつた。

地方財政の特別費における右のような公私區分のありようは、谷川道雄氏が指摘した名望家の家の經濟生活における公と私的關係を想起させる。名望家の貯穀や俸祿等は、所有權においては私家に歸屬しつつ、機能においては私家用と公共用とに區分されていた。そしてこの區分は、名望家の主觀的な倫理觀念に基づいてなされたと考えられる。⁽³⁶⁾特別費の場合、あくまで「公」に歸屬しつつ、その機能において公私兩面をもち、その間の區分はやはり長官の倫理觀念に委ねられていたといえよう。このようにみえてくると、南朝地方財政の構造は、名望家によって指導される國家社會體制——六朝貴族制社會の特質に即應したものであったのである。

註

(1) 濱口重國「魏晉南北朝隋唐史概説」(『秦漢隋唐史の研究』)

下一九六六所收) 八五二〜八五三頁。

(2) 「南北朝の軍主・除主・戍主等について」(『六朝史研究

政治・社會篇』一九五六所收) 五六三頁、五八三頁注⑥。

- (3) 「六朝軍帥の親軍についての一考察」『東洋史研究』一八一、一九五九、二三二～二四頁。
- (4) 勞榘「漢晉時期的帷帳」『文史哲學報』第二期、一九五二、七五頁。
- (5) 後漢末三國の種々の參謀官については、石井仁「參軍事考——六朝軍府僚屬の起源をめぐって——」『文化』五一—三・四、一九八八)を参照。
- (6) 六朝期に門生故吏關係に代表される「私的なパーソナルな主従關係」が普遍的に存在したことが、川勝義雄氏によって指摘されている。同氏「門生故吏關係」(『六朝貴族制社會の研究』一九八二所收)を参照。
- (7) 『魏晉南北朝地方行政制度』(一九六三)一四二頁。
- (8) 同右二七六頁。
- (9) 同右三三三頁。
- (10) そのほか、西晉代に帳下司馬の存在したことが『晉書』卷三五陳騫傳、同書卷三八文六王・齊王攸傳、同書卷四〇賈充傳により知られる。帳下司馬も公府や軍府に所屬するが、これと帳下都督との關係はよくわからない。
- (11) 『魏志』卷二三趙儼傳注所引『魏略』には、四征將軍府に「官廚財籍」なるものが存在したことを傳えている。官廳の臺所の帳簿のことであろう。この記事は、第四章で再びとりあげる。
- (12) 帳下督のほかにも、劉宋以後にみられなくなる官職として、軍師をあげることができる。これについては、石井仁註(5)所掲論文五〇頁および六〇頁註(42)を参照。また、嚴耕望氏は、『金石續編』卷一や「八瓊室金石補正」卷十に収録される「宋寧州刺史龔頤頤碑陰」にみえる「廳下都督」を帳下都督と「名異而實同」と指摘する。註(7)所掲書一七一頁を参照。嚴氏の指摘の通りであるとすれば、帳下都督の名稱はなくなっても、それと同様のものが存続していたことになる。しかし、いずれにせよ、帳下督や帳下都督は現存の記録のうえからは姿を消すのである。
- (13) また、『禮記正義』卷十三王制篇「六十宿肉」に附する孔穎達の疏に、六十宿肉者、轉老、故恆宿肉在帳下、不使求而不得也。とあり、この帳下も一般的に臺所をさすと考えられる。この事例は唐の初期だが、孔穎達の疏が主に南朝經學——『禮記』の場合には梁の皇侃——に依據したことを想起するならば、むしろ南朝の用例と考えるべきかもしれない。
- (14) 「宅」は家屋のほかには家園や田地をともなう。渡邊信一郎「二世紀から七世紀に至る大土地所有と經營」(『中國古代社會論』一九八六所收)一三六～一三八頁。
- (15) 當時、「貴」となるとは、第三品官になったことを意味する。越智重明「王僧虔の誠子書をめぐって」(『東方學』六三、一九八二)三三二～三三三頁。黃回の場合、泰始二年(四六六)三月、軍功によって龍驤將軍(三品)となったことをさすのであろう。
- (16) 宮川尚志註(2)所掲論文、菊池英夫註(3)所掲論文。
- (17) 北朝や唐代には、帳下が親兵の意味で使用されているが、このことをもって南朝も同様の意味で使用されていたとは考

えない。南朝については南朝の用例から考えるべきであるし、しかもその南朝の用例が少なからず存在し、それらすべてが親兵を意味してないのであるから、北朝や唐とは異なる意味で使用されていたと考える。

- (18) 「南朝貴族制の崩壊」(註(6)所掲書所收) 四一五～四一六頁。

- (19) 「監解」の用例は、『宋書』卷四一后妃傳序の後宮内職官品表に、
監解帥、置人無定數。

とある以外は見出されず、意味がいまひとつ判然としないが、官廳經費であることはたしかであろう。

- (20) 資費については、宮崎市定『九品官人法の研究』(一九五六)二二四頁、越智重明「南朝州鎮の財政について」(『東洋史學』二四、一九六二)六二～六三、六八頁を参照。租・調の存留については、中村圭爾「晉南朝における官人の俸祿」(『六朝貴族制研究』一九八七所收) 四九〇～四九二頁。

- (21) 商税については、越智重明註(20)所掲論文を参照。なお、越智説の問題と思われる点については、拙稿「梁の太府創設とその背景」(弘前大學人文學部『文經論叢』二二～二三、一九八八)で私見をのべた。屯田については、越智重明「魏晉南朝の屯田」(『史學雜誌』七〇—三、一九六八)、山澤については、唐長孺「南朝の屯、邸、別墅及山澤佔領」(『歴史研究』一九五四—三)。

- (22) 『南史』卷五七范雲傳には、范雲が始興内史に在任中のこととして、

又郡相承後堂有雜工作、雲悉省還役。

とあり、始興郡では政廳後方の建物に官營工房を設置し、人役を徵發していた。この工房も、宣城郡の場合と同様、軍府や郡の經費を供給するための施設であろう。

- (23) 菊池英夫「南朝田制に關する一考察——唐田令體系との關連において——」(『山梨大學教育學部紀要』四、一九六九) 一三～一四頁の指摘を参照。

- (24) 註(21)所掲論文九七～一〇〇頁。

- (25) 「清——あるいは二七世紀中國におけるイデオロギー形態と國家——」(京都府立大學學術報告『人文』三一、一九七九)。

- (26) 註(20)所掲論文四七三～四七九頁。

(27) 宋代の州・軍に公使錢・公用錢などよばれる實際費・機密費が與えられていたことから、これと同様のものではないかと考える。宋代の公使錢・公用錢については、佐伯富「宋代の公使錢について」および「宋代の公使庫について」(いずれも『中國史研究』第二、一九七二所收)を参照。なお、南朝の公用は、正式かつ傳統的なものに屬することから推せば、資費から支出されたのではないかと考えられるが、その不足分は特別費——供調によってまかなわれたにちがいない。

- (28) 中村氏は、官秩が現實に機能したかどうかを疑い、「秩石迎送」とまとめて送故迎新錢のこととする。しかし、秩石と迎送とは別のものと考えられ、そうすると秩石に相當するのは官秩ということになる。

- (29) 『南齊書』卷三武帝紀永明元年正月の條。この記事については、拙稿「北魏・孝文帝の官制改革と南朝の官制」(弘前大學人文學部人文學科特定研究報告書『文化における「北」』一九八九)一〇六頁註(12)を参照。
- (30) 『魏志』卷二五楊阜傳、『漢書』卷四八賈誼傳。
- (31) 唐長孺註(21)所掲論文九九～一〇〇頁。
- (32) 「臺傳——南朝の財政機構——」(『中國史研究』八、一九八四)。
- (33) 『魏志』卷六袁術傳註所引『吳書』に、
術既爲雷薄等所拒、留住三日、士衆絕糧、乃還至江亭、去壽春八十里。問廚下、尙有麥屑三十斛。
- (34) とみえ、臺所の擔當者を「廚下」とよんでいる。
伊藤敏雄「正始の政變をめぐる——曹爽政權の人的構成を中心に——」(野口鐵郎編『中國史における亂の構圖』一九八六)。
- (35) 菊池英夫註(23)所掲論文。
- (36) 「中國中世における『公』——教團・名望家支配・國家會の理念的構造」(『中國中世の探究』一九八七所收)。
- [附記]
本稿は昭和六十三年度文部省科學研究費・獎勵研究(A)「六朝財政機構の構造と變遷」の成果の一部である。

HOUSE GUARDS 帳下 OF THE SIX DYNASTIES

KAWAI Yasushi

During the Six Dynasties period, District Governors monopolised local politics. This they did by concurrently holding the position of Governor in both the Military Government structure (junfu 軍府) and the Civilian Government structure (zhoujun 州郡). From the end of the Western Han through to the Weijin 魏晉, the body guard units assigned to protect the District Governors were called the “House Guards” (zhang xia 帳下). The leaders of these units were called “House Guard Commanders” (zhangxia-du 帳下督). These House Guards belonged not to the civilian government but to the military government.

However, during and after the Eastern Jin period, the function of the House Guard began to change and took on more the meaning of a service unit, providing food, etc. In the Eastern Jin, examples of the House Guard being used as body guards could still be seen. However in the Southern Dynasties they had completely lost their military character and had become purely service units. Accompanying this change in function, was the birth of various terms such as suishen 隨身, zhihe 直閣, fanghe 防閣 etc, all of which had the implied meaning of body guard. On the other hand, during the Weijin period, when the House Guards had not yet become service units, the service units of the military organizations were called chu 廚.

The House Guards as service units, in the military structure, are thought to have had the functions of procuring natural products from the surrounding mountains and valleys and to make a profit selling these. Also, in the Southern Dynasties, the House Guards played a central role in the management of special funds which were under the control of the District Governors.